|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 見出し／本文 | 中国語 |
| 35 | 被災や失業に伴う国民健康保険料の減免、生活費の確保について | 关于受灾者或失业者的国民健康保险费的减免、生活费的确保 |
| １．被災者や失業者のための国民健康保険料の減免について多くの市町村では被災者の保険料を減額したり、免除したりする制度を設けています。（減額の額は、市区町村により異なります。）また、震災で直接の被害を受けていなくても、解雇や倒産により失業した人には国民健康保険料を減額できる場合があります。これには失業給付の受給資格を有しているなどの条件があります。いずれも市区町村への申し出が必要です。窓口：住所を有する市区町村の役場２．生活費の確保〜低利の貸付制度〜当面の生活費を得るためには、低利の貸付制度を利用する方法があります。市区町村の社会福祉協議会を窓口とした「緊急小口資金」は、貸付限度額が今回の被災者を対象に条件付きで最大２０万円に引き上げられました。また、失業者などが対象の「総合支援資金」は、最大月２０万円を最長１年、借り入れできます。窓口：住所を有する市区町村の社会福祉協議会 | １．有关受灾者或失业者的国民健康保险费的减免许多市区町村制定有减额、免除受灾者的保险费的制度。（不同的市区町村减免金额不同。）还有，虽然在地震中没有直接受灾，但因解雇或破产而失业的人，其国民健康保险费也有适用于减额的情况。这些需要具有领取失业补贴资格等条件。不论哪种情况都必须去市区町村申请。服务窗口：住址所在地的市区町村的政府办事处２．生活费的确保～低利息贷款制度～为了获得目前的生活费，可以利用“低利息贷款”制度。市区町村的社会福祉协议会将作为服务窗口的“紧急小额基金”的贷款最大限额提高到了20 万日元，但仅限于这次的受灾者，并附有贷款条件。还有，以失业者等为对象的“综合援助基金”，其借款上限每月20 万日元，延长至最长可以借1 年。服务窗口：住址所在地的市区町村的社会福祉协议会 |